

いるが、評価の視点に曖昧さがあり、どのような公共を目ざすか、住民の参画と負担のあり方・将来像が必ずしも明確でない。」と指摘しました。

そして大鰐町再生のためとして一つは町の将来像、目標・理念を明確にする必要があり、そのためには町長と町は展望を明確に示しリーダーシップを発揮する。また情報公開を徹底し、住民参加で議論をする必要がある。

二つ目は甘えの構造を断ち、実践的住民自治の仕組みづくりが必要であること。ヒアリングの中では次のような意見が出ていたことを指摘しました。

「昔、大鰐町は独創的だった。スキー場もそうだが、一生懸命やろうとした結果がこうなっただけである。」

「10～15年ほど前から、甘えの構造になった。」

「自分たちでやらねばという気分になっている。」

「大鰐温泉旅館組合が自主的な企画でつつじ祭りなどをやっている。」

こうした意見にも示されたように、行政依存、行政批判だけの「お任せ主義」、行政の「請け負い民主主義」の意識を変えることが大切である。

そして実践的住民自治の仕組みづく

りを考えることが必要だろう。

三つ目として住民の暮らしを守る地域づくりが必要。町民の日常生活の場を基本に、公共的サービスの仕組みを組み替えることが必要だろう。

四つ目にいま大鰐町に必要なのは、異業種・異分野を「結ぶ」ことであるとして、伝統の湯治・温泉、病院、食材（農業・薬草・薬膳・シャモロック）、スポーツなどを結びつけた「健康の里」づくりなども考えてみてはどうか。そして、今あるものを「伸ばす」、絶やさない。大鰐町、あるいは大鰐温泉の顧客（リピーター）づくりが必要だろう。

大鰐温泉の振興、再活性化の問題では、ヒアリングの中で聞いた意見に次のようなものがあった。

「湯の権利、町が保障しなければ良かったかも」「維持管理を町のお金でやるのはおかしい」これらも念頭において、兵庫県城崎温泉の「外湯」。大分県別府温泉の「自然や町の散策コース、教室」などは参考になるかもしれない。スキー大会の誘致か少人数グループかということでは、これからは友人、家族の少人数グループが重要ではないかと思う。そのための努力も必要。

地域ブランド化戦略について、固

有ブランドの復活も考えてみたら。農業売上額約40億円のうち、りんごが33億7000万円もある。

町立大鰐病院については、一般会計からの繰入金に年1億8千万円。これは攻めの戦略は打てないか。例えば、温泉との結合、温泉治療など。

そのほか、他県での取組み例なども紹介しながら豊富な内容で提言を行いました。その後、質疑討論が行われました。

午後3時15分からはシンポジウム「大鰐町の再生と地域資源の活用」で、シンポジストは①相馬康穂氏（OH 鰐！！元気隊）②三上亨氏（NPO 推進青森会議）③大橋治氏（大学院博士課程院生）④工藤兼美氏（JA つがる大鰐地区部長）の4人。コーディネーターは神田健策氏でした。

相馬氏からは「おおわに活性化アクション」三上氏からは「パートナーシップで進める“小さな希望”創出育成事業（青森県大鰐地域）」大橋氏からは「大鰐調査活動報告」工藤氏からは「大鰐町の農業生産物と販売について」の報告がそれぞれなされ、その後シンポジウムが行われました。

休憩をはさんで午後4時半からはフロアからの発言・意見交換が行われました。

午後5時には一日目が終了し、6時からの懇親会にはシンポジストや二日目に予定されている報告者の方々も参加し、なごやかに交流を深めました。

第二日目

第二日目は午前9時から始まり、冒頭 神田健策氏より青森県自治研調査グループの「大鰐町の地域経済分析」について報告がなされました。この中で神田氏は「調査結果から見て、大鰐町の体質は『企画者』と『実行者』が分離しているか、あるいは全てを町役場が背負い込む形で進んでいるのではないかと推察される。『企画者』と『実行者』を一体化させるような施策と運営が肝要である」と指摘しました。

その後、金川 佳弘氏の特別報告「地域医療を守る自治体病院～その経営危機と再建」が行われました。

氏は損益計算書の分析から現状について次のように指摘をしました。

「1999年から2001年までは経常収支比率・医療収支比率とも97%を超え、収益と費用は良好なバランスをとってきた。しかし2002年に診療報酬が引き下げられ、これが町立大鰐病院の診療単価に約8%の減少をもたらしたと考えられ、病院経営が一気に悪化した。2003年以降、大鰐町は他会計繰入金をほぼ倍額に増加した。それによって2001年以前の水準まで回復したが、それ以降、患者数の減少に歯止めがかからず、収益と費用のバランスは悪化し続けている。2006年には損益会計のみで約1億6,000万円現金不足が発生し、一時借入金が1億3,000万円程度増加している。現在、大鰐病院は短期資金がショートしている状況にあり、病院経営は非常に苦しいものと推定される。」

そして改善策について次のように提言しました。「(1)収益増加策については①収益を増加させるためには・患者数を増やす・診療単価を上げるなどが必要である。

②患者ニーズに対応した病院づくりを実施する。

③住民に対して病院経営に積極的に参加する機会を設け、財産意識を育むことも必要。

(2)費用削減策としては①人件費比率は約50%と良好なため、この水準を維持するように努める。

②医療材料費はおおむね5%（約2,000万円）の削減を当面の目標とする。・購入価格の適正化・使用料の適正化・在庫管理の徹底・ジェネリック薬品導入の検討などに配慮する。

(3)職員の意識改革については①1人が100の重荷を背負うのではなく、100人が1の重荷を背負うという「みんなで頑張るという意識の醸成」が必要。②各セクションにプロフェッショナルとしての自覚を促す。」として他県の経営改善に成功した病院の例としては1診療報酬改定のたびに、医事課職員が各セクションで今回の改訂のポイントを説明する。2検査職員が効果的で収益性の高い検査の組み合わせなどについて、定期的に医局と話し合いを持つ。3管理職員が毎月の経営状況を資料にまとめ、管理者会議などで説明し、全職員に資料を配布する。などの取り組みが紹介されました。

その後10時からは各地の実践報告と全体討論が行われ。

(1)「自治体合併と労働組合による地域調査」について、北秋田市を

第8回自治体セミナー

ナー開かれる



10月11日～12日にかけて、大鰐町のおおわに山荘で第8回自治体・地域づくりセミナーが開かれました。

全体の参加者（2日間の延べ数）は95名でした。

内訳としては県外からの参加者7名（秋田5、岩手1、神奈川1）。議員の参加10名（県議1、弘前市議3、十和田市議1、大館市議1、藤崎町議1、平川市議1、黒石市議1、小阪町議1）でした。

また大鰐町からの参加者は町長も含め、延べ18名でした。

セミナーは佐藤倅造氏を司会者にして進行しました。

第一日目

午後1時から、木村 繁高 副理事長の開会あいさつ、二川原 和男 大鰐町長の歓迎あいさつのもと、保母武彦氏による基調講演「自治体財政危機と実践的住民自治」～大鰐町再生の道～が行われました。

要旨は次のとおりです。

保母氏ははじめに「大鰐町では、今、町の産業経済が沈滞する中で、町財政が危機的状況を迎えている。この現状は、これまでの町行政を中心とした『開発行政の失敗』の上に、全国を巻き込んだ『地方崩壊』現象が重なってもたらされたものである。大鰐町の問題の解決は、決して容易ではない。しかし、解決をしなければならないし、それができないことはない。これを解決する力は、12,000人町民が協力しあい、一人ひとりが自分の持ち場と役割を自覚して行動する『実践的住民自治』にある。」と前置きして、町の財政健全化計画について、「事務事業について個別に評価し、コメント・要望が記載されて

きたキャリア制度が法に基づく制度として、これまで以上に特権的な制度となる危険性をもっている。②国家戦略スタッフなどの政治任用を大幅に拡大するとともに、各省幹部職員の任用を内閣が一元的に管理することは府省庁間の専門性破壊につながる。③時の政権党の思惑によって公務員人事や行政運営が左右されかねず、行政や公務員の政治的中立性の確保が懸念される。④官民の人材交流は、民間企業のための人材交流の推進であり、行政が「国民のための行政」から「大企業のための行政」にゆがめられる危険性をはらんでいる。⑤いたずらに競争心をあおる能力・実績に応じた処遇の徹底は、「公務員制度は職員が安んじて公務に専念できるような仕組みを定めること」をめざした国公法第1条の本来の趣旨を逸脱している。⑥労働基本権問題の先送りは、専門調査会報告違反、ILO 勧告違反でもある。等々の問題点が指摘されます。

民主党が求めていた天下りの禁止規定は棚上げにされ、まったく触れられていません。それにもかかわらず、民主党が修正合意のうえ、可決成立に導いたこと、しかも短時間で、天下り禁止や労働基本権などの十分な審議もなく、国民と公務員労働者を蚊帳の外に置いての急転直下の法案強行がこの党の姿を浮き彫りにしています。

また政府が10月10日に協約締結権付与の具体的検討の場として設置した「労使関係制度検討委員会」の構成は、ILO 勧告が「全ての利害関係者」との協議を求めているにもかかわらず、国公労連と自治労連が推薦した候補者を排除し、3人の労働組合側委員は連合加盟労組役員が独占するという、しかも、労使ともに一つずつ委員の枠が残っているのに、わざわざその枠を使わないという理解できない暴挙も発生しています。

このように公務員制度改革基本法には多くの問題が山積し、加えて道州制の導入による国の責任を地方に押し付ける策動如何によっては更に公務員制度が変遷していくことが予想され、予断を許さない状況にあります。いずれにしても真に公務が国民のために存在することを標榜したとりくみの展開がいま求められています。

よくし隊!の長岐 孝生氏が以下のように報告しました。

自治労連が「地域経済の再生と地域づくり」を提言するためのリーディングケースとして地域を選定して調査活動を実践するという方針を打ち出した。この方針は私たち北秋田市職員労働組合の運動方針とも一致しており、積極的に取り組むことにした。選定された地域は北秋田市、大阪の守口市・東大阪市、佐賀県の唐津市の4地域である。

北秋田市は旧鷹巣町ほか3町が合併してできた人口4万人に満たない小さな市で、少子高齢化、基幹産業である農業の衰退、中心商店街の存続の危機、病院の再編・縮小、高校の統廃合など住民の不安が加速している。こうした中で執行部だけではなくて組合員全員が少しでも携わる方向で取組んだ。

取り組みにあたってはアンケートを中心とした調査を行い、組合員一人5世帯以上を目標に各戸訪問を行った結果、900近い世帯へ訪問をした。これは旧鷹巣地区の12%にあたる。また52団体を対象にアンケートの依頼をした。

この調査の結果、自治体職員がなすべきことも見えてきたような気が

する。今後この運動が研究者、住民や任意団体などと一緒に北秋田市のまちづくりを考えることへのきっかけとなることができれば、「北秋田市をよくし隊!」の発足が大きな意義を持つてくると思う。

(2)「岩手県の自治体問題と住民自治をめざして」について、岩手県地域総合研究所設立準備懇談会呼びかけ人(いわて労連・岩手自治労連顧問)菅野 恒信氏から以下のような報告がありました。

岩手における研究所設立の検討は20年も前から始まっていた。

しかし構造改革の進行の下で地域崩壊、住民生活の疲弊が急速に進んでいる現在、今日的な地方自治問題を継続・系統的に研究し、政策づくりを担う研究所設立が求められている。9月には設立準備懇談会を開催して各方面に岩手県地域総合研究所(仮称)の設立を呼びかけた。

今後12月には規模を広げた第2回懇談会を開く。09年春に準備会を立ち上げ、09年夏には正式に設立を目指したい。当面の目標としては30団体、200人会員・「住民と自治」の読者を得たい。また課題での研究集会を通じて「地域研究所(まち研)」づ

くりをめざす。

青森研究所から学ぶことは・気張らず、できることからコツコツ。
・「継続は力」・労働組合に依拠せずである。

最後に中里 紘一理事長の閉会あいさつがあり、12時に全日程を終了しました。

賛助金 28 万円余集まる

今回のセミナーにあたっては7月の末に4日間、保母氏を含めて5人で大鰐町に調査に入りました。その費用とセミナーのための賛助金を呼びかけたところ、団体、個人を含めて33人から合計285,720円が集まりました。

お詫びと訂正

「会報」第43号で「自治体学校に参加して」の記事中、

①「自宅は大丈夫だったし、民家には被害はなかったようだが、公会堂などに一部被害があった。」の部分は

不適切な表現であるため削除。

②「宮元憲一氏」とあるのは「宮本憲一氏」に訂正。

③①については、「7月23日に起きた地震で民家には被害がなかったようだ」と記載されているが、私の家は甚大な被害を受けた。このような文章を載せる貴紙には失望だ」という指摘がありました。②とともにお詫びして訂正します。》

第34回自治体政策セ

ミナー in 姫路

とき：2009年2月13日(金)～15日(日)

ところ：姫路商工会議所

★二日目の「専科」では「自治体病院、地域医療と医療制度構造改革—今後のあり方を探る」に金川 佳弘氏も講師として参加します。

一日目の全体会では二宮厚美氏の記念講演「構造改革の破局と自治体における決着」(仮題)。

岡田知弘氏、角田英昭氏の緊急特別企画「道州制と地方分権」が予定されています。

青森県地域自治体問題研究所 会報

2008年11月28日 第44号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

国家公務員制度改革基本法について

青森県国家公務員労働組合共闘会議

議長 今 正則

6月6日に強行された国家公務員制度改革基本法の内容は

- ・「国家戦略スタッフ」など内閣と総理大臣及び各大臣を補佐する新たなポストの新設(5条)。
- ・「幹部候補育成過程」の新設(6条)と、その対象者を中心にした「官民の人材交流」「在外公館等への勤務、留学の機会付与」(7, 8条)。
- ・信賞必罰や能力・実績主義の徹底(9, 10条)。
- ・内閣人事庁の新設と「総合職試験合格者」「幹部候補育成過程」対象者と管理職員の府省間異動等の管理(11条)。
- ・協約締結権付与の検討、労働基本権問題の先送り(12条)。等が中心となっています。

では、全体としてこの法をどう見るのか、①この間運用で行われて